

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成15年8月25日

住所 茨城県ひたちなか市大字津田2554番地の2
氏名 勝田環境株式会社
代表取締役 望月 福男

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

茨城県知事 橋 本



許可の年月日	平成15年8月25日	許可番号	1-1-0106
施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別	廃プラスチック類の破碎施設（政令第7条7号該当） 木くず又はがれき類の破碎施設（政令第7条8号の2該当） 廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず		
設置場所	茨城県ひたちなか市大字高野字大房地1967番1, 1967番2, 1967番4, 1967番5, 1967番6, 1967番7, 1966番6		
処理能力	[SP350H型] 120t/日（8時間） 15t/時間		
許可の条件	-		
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		